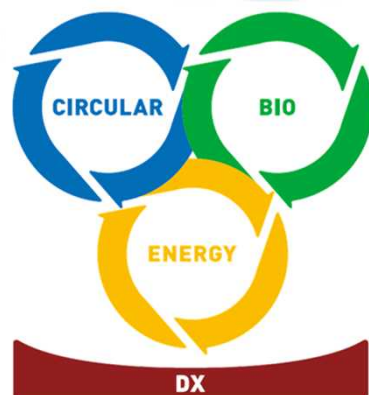


採択者説明会資料

ーNEDOの知財マネジメント及びデータマネジメントについてー
[知財マネジメント基本方針10版・データマネジメント基本方針2版での公募案件]



2024年4月
技術戦略研究センター(TSC) 標準化・知財ユニット
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

■ 経済産業省の予算により、経済産業省又は経済産業省所管の独立行政法人が委託する技術に関する研究開発については、知財マネジメントとデータマネジメントに関して、それぞれ運用ガイドラインが定められております。

● 経済産業省における各運用ガイドライン策定の背景等の詳細は下記をご覧ください。

[経済産業省ホームページ]

・「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html

・「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html



■ NEDOが実施する委託研究開発プロジェクトについても、上記経済産業省の各運用ガイドラインに従って、知財マネジメントとデータマネジメントに関して、それぞれNEDOプロジェクトにおける基本方針を定めております。

● NEDOにおける各基本方針の詳細は、公募時に提示されたものをご覧ください。

[NEDOホームページ]

・NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html

・「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針 第10版」

<https://www.nedo.go.jp/content/100971432.pdf>

・NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

・「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針 第2版」
(「委託者指定データ」がない場合)

<https://www.nedo.go.jp/content/100969766.pdf>



- 複数の事業者が参加するプロジェクトでは、プロジェクト内での知財、研究開発データの管理や必要に応じて共有化することが重要です。また、第三者に利活用させることの検討も重要となります。
- そこで、知財マネジメントとデータマネジメントを実施するにあたり、プロジェクト参加者の皆さんへ、以下の各項目の実施についてお願いさせていただきます。次ページ以降で各内容の説明をいたします。

実施項目

1. 知財及びデータ合意書の作成
2. 知財及びデータのマネジメント実施体制（知財運営委員会）の整備
3. データマネジメントプランの作成・提出
4. 研究開発成果の取扱い方針の作成、報告
5. 研究開発成果の取扱い及びその判断理由の報告
6. 取得データのメタデータ（索引情報）の作成・提出

実施時期

- 採択後～契約締結前(原則)
採択後～契約締結前(推奨)
採択後～契約締結前(原則)
プロジェクト開始後速やかに(推奨)
プロジェクト実施中適時
プロジェクト終了時ごろ

1. 知財及びデータ合意書の作成 [採択後～契約締結前(原則)]

- ①各研究テーマごとに、事業者、再委託先、共同実施先の全参加者（注1）で、知財及びデータの取扱いについて合意してください。
- ②NEDOとの契約締結までに、合意書(案:署名又は押印前)を策定してNEDOに送付し、NEDOの確認を受けてください。
 - ・合意書(案)の作成には、下記の雛形（注2）を利用してください。
 - ・雛形_知財及びデータ合意書_第9版対応

<https://www.nedo.go.jp/content/100960996.docx>

注1:再委託先、共同実施先が無く、プロジェクト参加者が、NEDOからの直接の受託者1者のみである場合は、上記①、②の対応は不要です。

注2:「知財及びデータ合意書」の一体版のみ掲載。知財合意書の単独版の雛形が必要な場合は、標準化・知財ユニット(ip-mng@nedo.go.jp)まで、ご連絡ください。
なお、本更新版の雛形は、2023年6月1日以降に公募を実施するものから利用して頂くものとなりますが、それ以前の公募案件に利用して頂くことも可能です。

(参考)

2023年4月、経済産業省は、知的財産と研究開発データの取扱いとが併せて検討されている実務を踏まえ、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」の別添としていた「知財合意書の作成例及び解説」と、「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」の別添としていた「データ合意書の作成例及び解説」とを一体とした「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」を策定し、公表しました。
この経済産業省の改訂に伴い、本雛形を改訂しています。

・本合意書は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、雛形内の記載も含めて「NEDO」という。）の雛形として提示するものです。
・合意する内容は、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（以下、「知財ガイドライン」という。）及び「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」並びに、NEDOが公開時に提示する知財マネジメント及びデータマネジメントについての各基本方針の内容・趣旨との関係が生じない範囲で、プロジェクト参加者の合意に基づいて修正(例えば、第10条を「知財ガイドライン」の別添「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」の【例1】のように、バックグラウンドIPとフォアグラウンドIPとを分けて掲載）することも可能です。
・いずれにせよ「知財ガイドライン」の別添「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」も参照しつつ、将来の事業化に向けた研究開発成果の活用を全面に、内容を検討頂き、適宜修正してご利用ください。(その際、このテキストボックスは削除。)

○○プロジェクト / (研究開発テーマ名を記載)
「知財及びデータの取り扱いについての合意書」

(目的)

第1条 本合意書は、「○○プロジェクト / (研究開発テーマ名を記載)」（以下「本プロジェクト」という。）の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産及び研究開発データの取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。

(定義)

第2条 本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 発明
 - ロ 考案
 - ハ 意匠の創作
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作
 - ホ 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種の育成
 - ヘ 著作物の創作
 - ト 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出
- 二 「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。
- 三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位
 - ロ 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む）及び外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
 - ハ ノウハウを使用する権利
- 四 知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に

2. 知財及びデータのマネジメント実施体制（知財運営委員会）の整備 [採択後～契約締結前(推奨)]

①知財及びデータに関する知財運営委員会を整備し、知財運営委員会運営規則を作成してください。（注3）

- ・技術委員会や連絡会等を作る場合は、そこに、知財運営委員会の機能を兼ねても構いません。
- ・知財運営委員会運営規則の作成には、下記の雛形（注4）を利用してください。

・雛形_知財運営委員会運営規則（知財&データ）_第9版対応

<https://www.nedo.go.jp/content/100960997.docx>

注3:再委託先、共同実施先が無く、プロジェクト参加者が、NEDOからの直接の受託者1者のみである場合は、上記①の対応は不要です。

注4:運営規則の送付は必須ではありませんが、合意書(案)とあわせて送付頂くことでも構いませんので、作成については、合意書(案)の作成と並行して実施して頂くことをおすすめします。

・本運営規則は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、雛形内の記載も含めて「NEDO」という。）の雛形として提示するものです。
 ・別途提示している「知財及びデータの取り扱いについての合意書」（以下、雛形内の記載も含めて「知財及びデータ合意書」という。）の雛形の本文番号を記載していますが、プロジェクト参加者間の合意に基づいて作成される「知財及びデータ合意書」に基づき、内容を検討頂き、適宜修正してご利用ください。（その際、このテキストボックスは削除。）

〇〇〇〇プロジェクト/〇〇〇〇
知財運営委員会運営規則

20〇〇年〇〇月〇〇日

（適用範囲）
 第1条 〇この規則は、「〇〇〇〇プロジェクト/〇〇〇〇」の知財及びデータ合意書第3条第1項の規定に基づき、知財運営委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。
 2 〇本規則に掲げる用語の定義は、知財及びデータ合意書に掲げる用語の定義を準用するものとする。

（知財運営委員会の構成等）
 第2条 〇知財運営委員会は研究開発責任者及び研究開発責任者が指定する者から構成され、研究開発責任者を委員長とする。
 2 〇研究開発責任者は、以下の者から知財運営委員会の委員を〇名以上指定する。
 一 〇研究開発従事者
 二 〇知財部門在籍者又は知財関係者
 三 〇その他、判断の内容及び適切な者
 3 〇委員長及び委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。
 4 〇委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

（意見の聴取）
 第3条 〇委員長は、次の各号に掲げる者に対して、知財運営委員会への参加を求めて、意見を聞くことができる。
 一 〇本プロジェクトの成果についての届出をした者が所属するプロジェクト参加者
 二 〇知財又はデータに関する専門家
 三 〇前2号に掲げるもののほか、判断の対象となる内容に応じて必要と認められる者その他公正中立な立場の者

（知財運営委員会の開催）
 第4条 〇委員長は、知財及びデータ合意書第3条第4項にある取扱い方針を定めるための知財運営委員会を本プロジェクトの開始後、速やかに開催する。
 2 〇委員長は、知財及びデータ合意書第5条の適用による成果の第三者への開示の届出がなされたときは、当該届出の日から〇営業日以内に知財運営委員会を開催する。
 3 〇委員長は、知財及びデータ合意書第6条第1項の適用による発明者等及び発明等の成果の内容の届出がなされたときは、知財及びデータ合意書第6条第2項にある当該発明等の成果の取扱いを決定す

3. データマネジメントプランの作成・提出 [採択後～契約締結前（原則）]

①事業者（再委託先や共同実施先も含めて）ごとに、本プロジェクトで得られるデータを予想してデータに対するマネジメントプラン（以下、「DMP」とする。）を作成し、N E D Oに提出してください。

- DMP 及びDMP届出書のひな形は、以下の「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて」のページにて取得できます。
- また、このひな形の編集可能ファイル（Word版，Excel版）は、NEDOのプロジェクトマネジメントシステム（PMS）より取得できます。PMSから取得されたひな形では、契約管理番号など一部の項目が入力されていますので、こちらのご利用をお勧めいたします。
- DMPひな形の上部に、各項目毎に、記載方法と記載例がありますので、参照の上、記載し、原則としてプロジェクト開始（委託契約の締結）までに提出してください。
ただし、プロジェクト開始前にデータの取得又は収集を想定することが困難な場合は、プロジェクト中で、想定できた時点で提出してください。

• NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて
https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

• 様式1：データマネジメントプラン届出書（委託）
<https://www.nedo.go.jp/content/100969767.docx>

• 別紙1：データマネジメントプラン（委託・助成共通）
<https://www.nedo.go.jp/content/100969768.xlsx>

The image shows a detailed spreadsheet template for a Data Management Plan (DMP). It includes sections for project information, data management, and compliance. The table has multiple columns and rows, with some cells containing text and others containing formulas or references. The title of the spreadsheet is 'データマネジメントプラン (NEDO様用, 別紙1)'.

4. 研究開発成果の取扱い方針の作成、報告 [プロジェクト開始後速やかに(推奨)]

①プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の**取扱い方針**（注5）を作成し、作成後速やかに、当該取扱い方針をNEDOに報告してください。（原則、第1回目の知財運営委員会（注6）にて、審議決定し、様式に従い報告ください。取扱い方針を変更した際は、再提出してください。）

・**取扱い方針**の作成、報告には、下記の様式を利用し、事業者（再委託先や共同実施先も含む）ごとに提出（注7）してください。

・様式 研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

<https://www.nedo.go.jp/content/100947059.docx>

・**取扱い方針**のNEDOへの提出は、NEDO-PMSの情報共有機能（Fleekdrive）を通して実施いただくか、メールで送付ください。

注5：この取扱い方針の作成と、取扱い及びその判断理由の報告（次頁参照）は、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」に令和4年3月改訂時に、追加されたものです。本改訂目的は、「オープン・クローズ戦略に則り、研究開発成果の秘匿化・権利化・公表等の取扱いが適切に行われることを促すため」です。

注6：知財運営委員会が設置されない場合（再委託・共同実施先が無く、プロジェクト参加者が1者のみ）には、事業者が上記様式を利用して報告書を作成し、作成後速やかに、NEDOに提出してください。

注7：事業者（再委託先や共同実施先も含む）ごとに締結した契約管理番号（PMS利用者）単位での提出をお願いします。

20 年 月 日

研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
名 称
氏 名

20 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「」に係る、研究開発成果の取扱い方針、各研究開発成果についての取扱い及びその判断理由に関して、業務委託契約約款第28条の3の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針（注1）

例)

▲▲装置の●●技術については、差別化の源泉であるため、権利化する。

○○の製造技術については、重要な条件等のノウハウを有しているため、プロジェクト参加者限りとし、秘匿化する。

□□のプログラムについては、より良い進化・深化を狙い、OSSとして、公表する。

2. 各研究開発成果についての権利化／秘匿化／公表等の取扱い及びその判断理由（注2）

No.	成果名	成果概要	取扱い	取扱いとした判断理由	備考
例1	●●技術	▲▲装置の●●技術	権利化	▲▲装置の●●技術は、1.で示すよう、権利化する方針のため	特許、米、中、欧
例2	○○製造技術	○○を製造するための◆の設定	秘匿化	◆の設定は、重要な条件であるため	5年、PJ参加者限り
3					

契約管理番号 : ○○○○○○○○-○

(注1) ・知財運営委員会が設置されている場合、原則第1回目の知財運営委員会において審議、決定した取扱い方針を、本様式の1回目の提出時に記載すること。
・本様式の2回目以降の提出時は、前回と同様の事項を記載すること。

5. 研究開発成果の取扱い及びその判断理由の報告 [プロジェクト実施中適時]

①プロジェクトで創出された各研究開発成果の取扱い及びその判断理由に関する知財運営委員会（注6）での審議結果について、審議後速やかに、NEDOに報告してください。

・研究開発成果の取扱い及びその判断理由の報告には、4の報告と同一の下記の様式を利用して、事業者（再委託先や共同実施先も含む）ごとに提出（注7）してください。

・様式 研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

<https://www.nedo.go.jp/content/100947059.docx>

・研究開発成果の取扱い及びその判断理由のNEDOへの提出は、4の報告と同様にNEDO-PMSの情報共有機能（Fleekdrive）を通して実施いただくか、メールで送付ください。

・報告にあたっては、先に報告済みの項目1の「プロジェクト…取扱い方針」を記載した上で、項目2の「各研究開発成果についての…その判断理由」を記載してください。

注6：知財運営委員会が設置されない場合（再委託・共同実施先が無く、プロジェクト参加者が1者のみ）には、事業者が上記様式を利用して報告書を作成し、作成後速やかに、NEDOに提出してください。

注7：事業者（再委託先や共同実施先も含む）ごとに締結した契約管理番号（PMS利用者）単位での提出をお願いします。

20 年 月 日

研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
名 称
氏 名

20 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「」に係る、研究開発成果の取扱い方針、各研究開発成果についての取扱い及びその判断理由に関して、業務委託契約第28条の3の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. プロジェクトとしての研究開発成果の権利化/秘匿化/公表等の取扱い方針(注1)

例)

▲▲装置の●●技術については、差別化の源泉であるため、権利化する。

○○の製造技術については、重要な条件等のノウハウを有しているため、プロジェクト参加者限りとし、秘匿化する。

□□のプログラムについては、より良い進化・深化を狙い、OSSとして、公表する。

2. 各研究開発成果についての権利化/秘匿化/公表等の取扱い及びその判断理由(注2)

No.	成果名	成果概要	取扱い	取扱いとした判断理由	備考
例1	●●技術	▲▲装置の●●技術	権利化	▲▲装置の●●技術は、1.で示すよう、権利化する方針のため	特許、米、中、欧
例2	○○製造技術	○○を製造するための◆の設定	秘匿化	◆の設定は、重要な条件であるため	5年、PJ参加者限り
3					

契約管理番号 : ○○○○○○○○-○

(注1) ・知財運営委員会が設置されている場合、原則第1回目の知財運営委員会において審議、決定した取扱い方針を、本様式の1回目の提出時に記載すること。
・本様式の2回目以降の提出時は、前回と同様の事項を記載すること。

■ 6. 取得データのメタデータ（索引情報）の作成・提出 [プロジェクト終了時ごろ]

①「プロジェクト外公開可能なデータ」を取得された場合は、どのようなデータであるかを示すメタデータ(索引情報)を、プロジェクトの終了時ごろ、事業者ごとに提出してください。

- メタデータ及びメタデータ届出書のひな形（PDF版）は、3のデータマネジメントプランの報告と同一の以下のページにて取得できます。
- また、このひな形の編集可能ファイル（Word版，Excel版）は、NEDOのプロジェクトマネジメントシステム（PMS）より取得できます。
- NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて
https://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/other_CA_00003.html
様式2：メタデータ届出書（委託）
<https://www.nedo.go.jp/content/100969769.docx>
別紙2：メタデータ（委託・助成共通）
<https://www.nedo.go.jp/content/100969770.xlsx>

- N E D Oはメタデータを公開し、プロジェクト外公開可能なデータの利活用者を広く募ります。
- ただし、利活用に関する最終許諾権者は、NEDOではなく、各プロジェクト参加者となります。

- 契約締結までに行って頂きたいこと
- プロジェクト終了までに行って頂きたいこと

- 契約締結までに行って頂きたいこと

- ・「**知財及びデータ合意書**」（案：署名前又は記名押印前）を作成し、NEDOに送付して、確認を受ける。（P5参照）
- ・「**DMP**」を作成し、NEDOに送付する。（P7参照）

- 契約後からプロジェクト終了までに行って頂きたいこと

- ・知財運営委員会を整備し、「**知財運営委員会運営規則**」を作成。（P6参照）
- ・「**取扱い方針**」を作成し、作成後速やかに、当該「**取扱い方針**」をNEDOに報告。（P8参照）
- ・「**各研究開発成果の取扱い及びその判断理由**」について、速やかにNEDOに報告。（P9参照）
- ・「プロジェクト外公開可能なデータ」を取得された場合は、どのようなデータであるかを示す「**メタデータ**」（索引情報）を作成し、NEDOに提出する。（P10参照）

【参考情報】

- 特許出願非公開制度への対応について

- ・NEDOプロジェクトの研究開発成果について、特許出願を実施される場合には、以下の点をご留意ください。
- ・外国出願制限（第一国出願義務）について。（P16参照）
- ・開示禁止義務、実施制限について。（P17参照）
- ・適正管理措置について。（P18参照）
- ・NEDO事業における対応必須事項（書類提出不可条件など）について。（P19-24参照）
- ・NEDOへの報告対応について。（P25-27参照）
- ・知財運営委員会での報告対応について。（P28参照）

- ルール形成・標準化について（P31参照）

【参考情報】

- ・特許出願の非公開制度の概要
- ・ NEDO事業における対応

※以後の内容は、2024年2月にNEDOが開催した「特許出願の非公開制度の概要とNEDO事業における対応について」の説明会資料を抜粋したものになります。

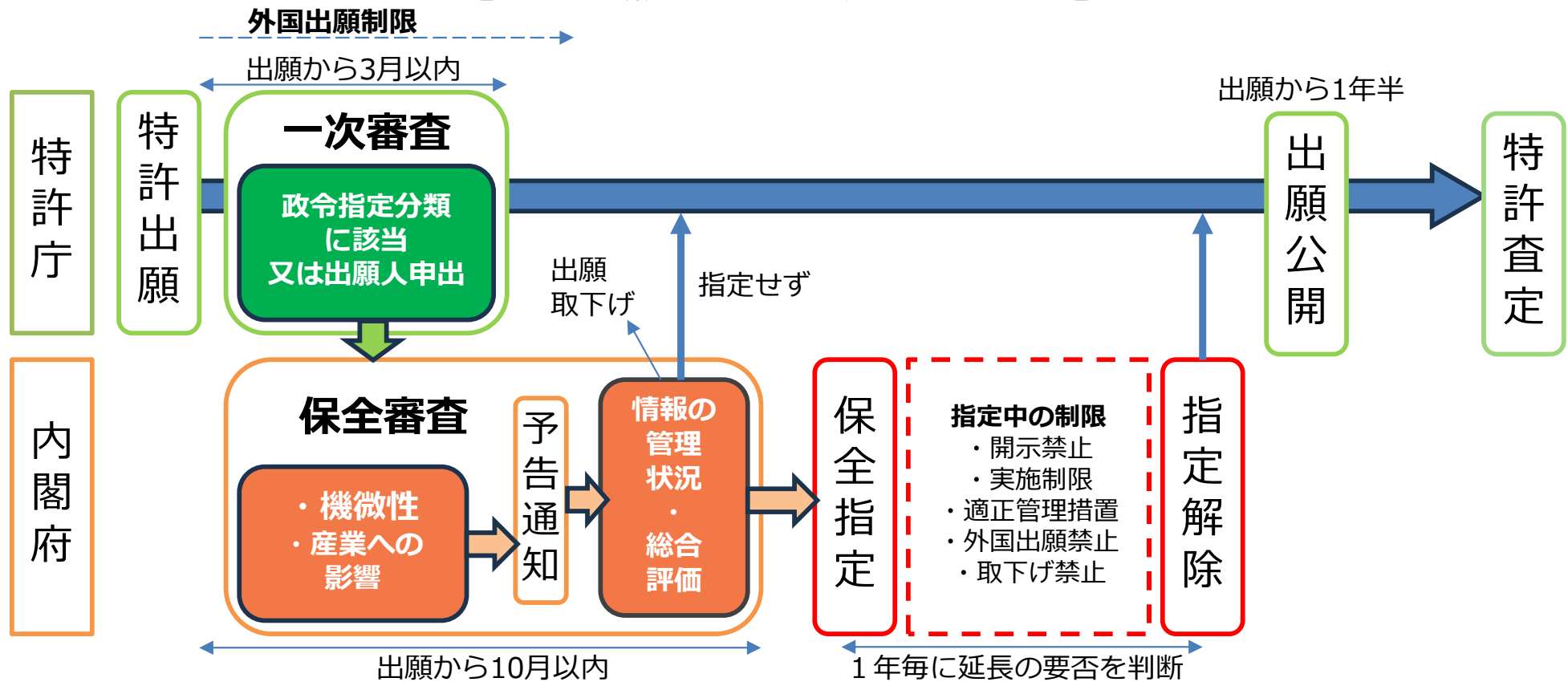
※このうち特許出願非公開制度の概要に関する部分(P13-18)については、内閣府・特許庁の公表する資料に基づきNEDOが説明のために独自に整理をしたものです。同制度自体について、ご不明な点がある場合は必ず内閣府・特許庁の公表している資料で詳細をご確認ください。

※NEDO事業における対応に関する部分(P19-30)については、概要の説明としておりますので、HP掲載の各資料とあわせてご確認ください、ご不明な点がございましたら、NEDO TSC 標準化・知財ユニット(ip-mng@nedo.go.jp)まで、メールにてお問い合わせください。

【特許出願非公開制度のプロセス概要】

- 全ての特許出願について、技術分野によるスクリーニング（一次審査：特許庁）
- 内閣府に送付されたものを対象に保全審査
- 保全審査の初期の段階から特許出願人と意思疎通が行われる
- 保全指定をしようとする場合、特許出願人に対して保全対象発明となり得る発明の内容が通知され、特許出願を維持するか取り下げるかの意思確認が行われる
- 特許出願を維持する場合、最終判断のため、情報の管理状況等を内閣府に提出

【特許出願非公開制度のプロセス】



1. 技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）【法第66条】

- 特許庁は、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が含まれ得る技術分野（※）に属する発明が記載されている特許出願を、内閣府に送付（出願から3月以内）

※「特定技術分野」：核技術、先進武器技術等の中から下記2. ①②の観点で踏まえて絞り込んだもの（次ページ参照）

- 第一次・第二次審査中及び保全指定中は、出願公開及び特許査定を留保

2. 保全審査（第二次審査）【法第67条】

- 「保全審査」（＝発明の情報を保全することが適当と認められるかの審査）における考慮要素
 - ① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
 - ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等
- 保全指定をする前に通知を発出し、出願人に対し、特許出願を維持するかの意思確認を実施

3. 保全指定【法第70条】

- 「保全対象発明」を指定、出願人に通知

※ 指定の期間：1年以内。以後、1年ごとに延長の可否を判断

- 出願の取下げ禁止【法第72条】
- 発明情報の適正管理義務【法第75条】
- 発明の実施の許可制【法第73条】
- 他の事業者との発明の共有の承認制【法第76条】
- 発明内容の開示の原則禁止【法第74条】
- 外国への出願の禁止【法第78条】

特定技術分野の概要

- **特定技術分野**：(1)~(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従い規定。<令第12条第1項各号>（国際特許分類についてはp.4以降を参照）

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】

- | | | |
|--|--|-----------------|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 | 付加要件対象分野 |
| (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術 | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 | |
| (3) 誘導武器等に関する技術 | (12) 潜水船に関する技術 | |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | (13) 無人水中航走体等に関する技術 | |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの | |
| (6) 例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 | |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 | |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 | |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 | |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 | |
| | (10)~(19):保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術分野 <令第12条第2項> → 付加要件 を適用 | |

・ 民生品であっても「特定技術分野」に該当し得る分野のため注意が必要
 ・ 「付加要件」が満たされる場合のみ保全審査へ
 ・ NEDOの委託事業は「付加要件」を満たす（「日本版バイドール制度」適用であるため）

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 | (24) ガス弾用組成物に関する技術 |
| (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術 | |
| (23) 核爆発装置に関する技術 | |

※ 上記(1)~(19)、(20)~(25)について、主にどちらの考え方に着目して選定したものであるかを記載。 2

- 日本でした特定技術分野に属する発明※については、まず日本に出願しなければならないこととする第一国出願義務が課せられる

【法第78条】(抜粋)

1 何人も、日本国内でした発明であって公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。・・・）をしてはならない。（以下、略）

※付加要件が適用される技術分野においては付加要件を充足する場合

【対応時の要点】

- 最終的に**保全指定される（出願公開が留保される）か否かに関わらず外国出願の禁止は発生し得る**
- 出願後**3月以内**:
 - 特定技術分野に該当しない→**通知等なし＝外国出願可能**
 - 特定技術分野に該当→**保全審査の開始の通知＝外国出願禁止**
- 通常の出願とは別に、特許庁に対して、外国出願が禁止されるものか否かの**確認を求めることができる**（通常の出願前に限る）

【法第79条】(抜粋)

1 第六十六条第一項本文に規定する発明に該当し得る発明を記載した外国出願をしようとする者は、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしていない場合に限り、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に対し、その外国出願が前条第一項の規定により禁止されるものかどうかについて、確認を求めることができる。

- 違反した場合、出願の却下（法第78条第5項、第7項）や罰則（法第94条第1項）

【開示禁止義務】

- 保全対象発明の内容を知る者等は、原則、当該内容を開示することが禁止される

【法第74条】(抜粋)

1 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、正当な理由がある場合を除き、保全対象発明の内容を開示してはならない。

【実施制限】

- 出願人等は、原則、当該発明の実施が禁止される
- 内閣府の許可を得れば実施可能

【法第73条】(抜粋)

1 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、当該保全対象発明の実施(特許法第二条第三項に規定する実施をいう。以下この章及び第九十二条第一項第六号において同じ。)をしてはならない。ただし、指定特許出願人が当該実施について内閣総理大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

【対応時の要点】

- 違反した場合、出願の却下(法第74条第2項)や罰則(法第92条第1項第8号)

【適正管理措置】

- 特許出願が保全指定されて、保全対象発明が指定されると、当該保全対象発明の内容について厳格な情報管理等のための「適正管理措置」を実施する必要がある
- 保全対象発明情報の取扱いが認められた事業者(NEDOや、NEDOプロジェクトにおける他の事業者が該当し得る)に同様の措置を講じさせる必要がある

【法第75条】(抜粋)

1 指定特許出願人は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じ、及び保全対象発明に係る情報の取扱いを認めた事業者(以下この章において「発明共有事業者」という。)をして、その措置を講じさせなければならない。

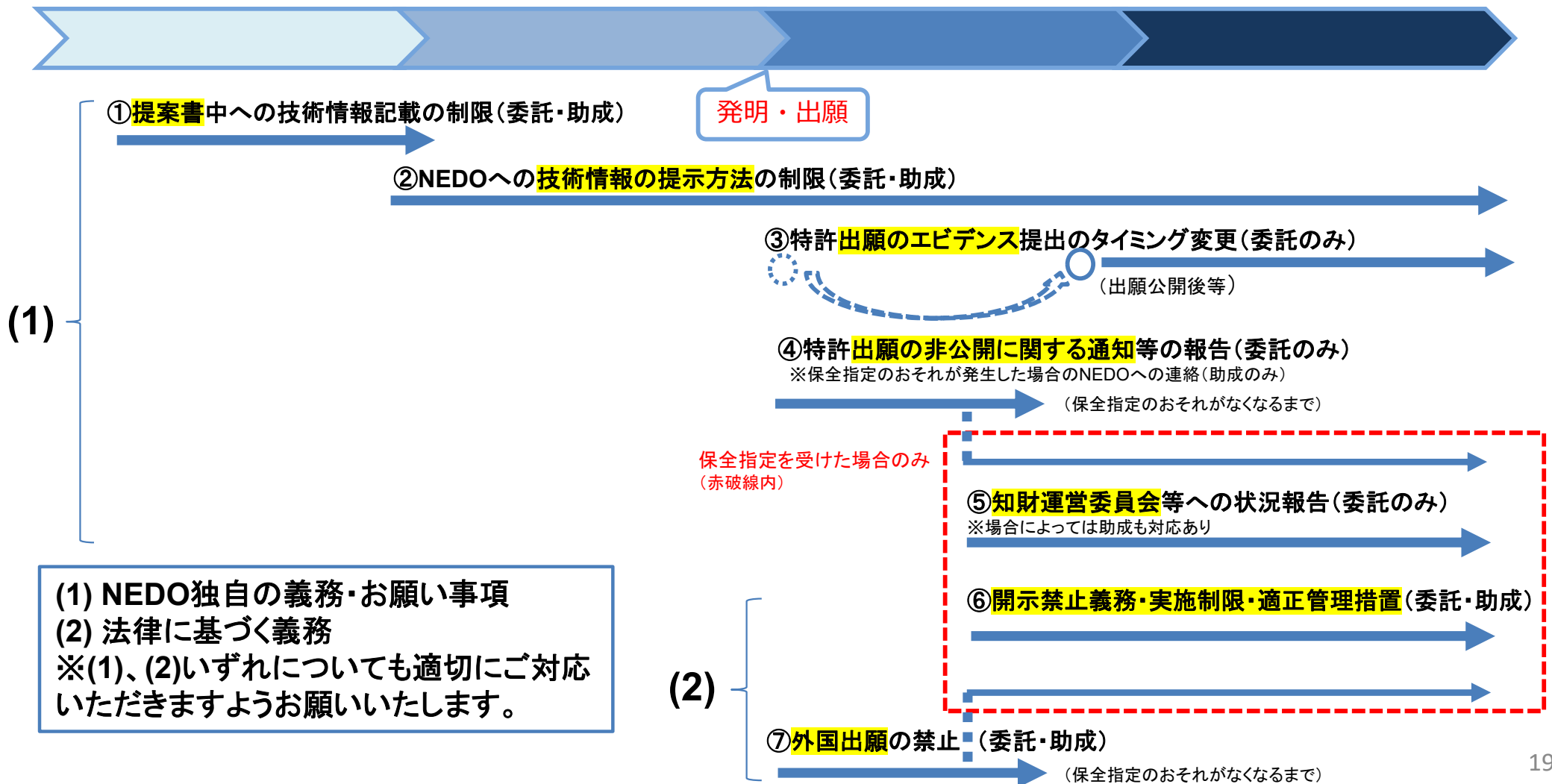
【対応時の要点】

- 適正管理措置として、「組織的管理措置」「人的管理措置」「物理的管理措置」及び「技術的管理措置」がある
- 適正管理措置の具体的な内容については、「特許出願の非公開に関する制度における適正管理措置に関するガイドライン(第1版)」を参照

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/patent_tekisei_guideline.pdf

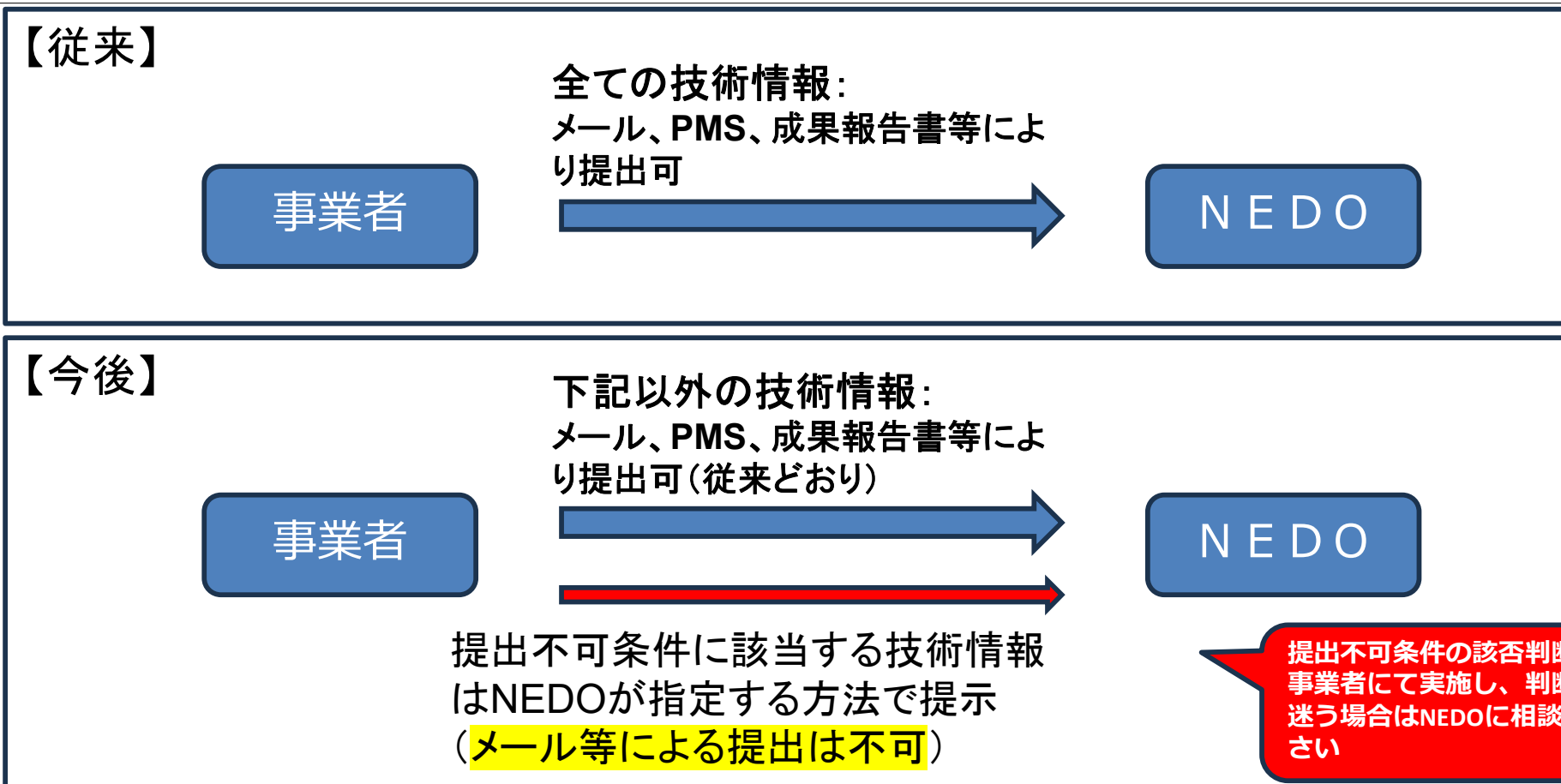
- 特許関連の情報・書類に限らず、**（特許出願の可能性のある）技術情報一般**に関する情報・書類についても対応が必要です。さらに、**出願前から対応が必要な事項**もあります。
- 委託事業・助成事業いずれについても対応をお願いします（対応の内容は相違します）。

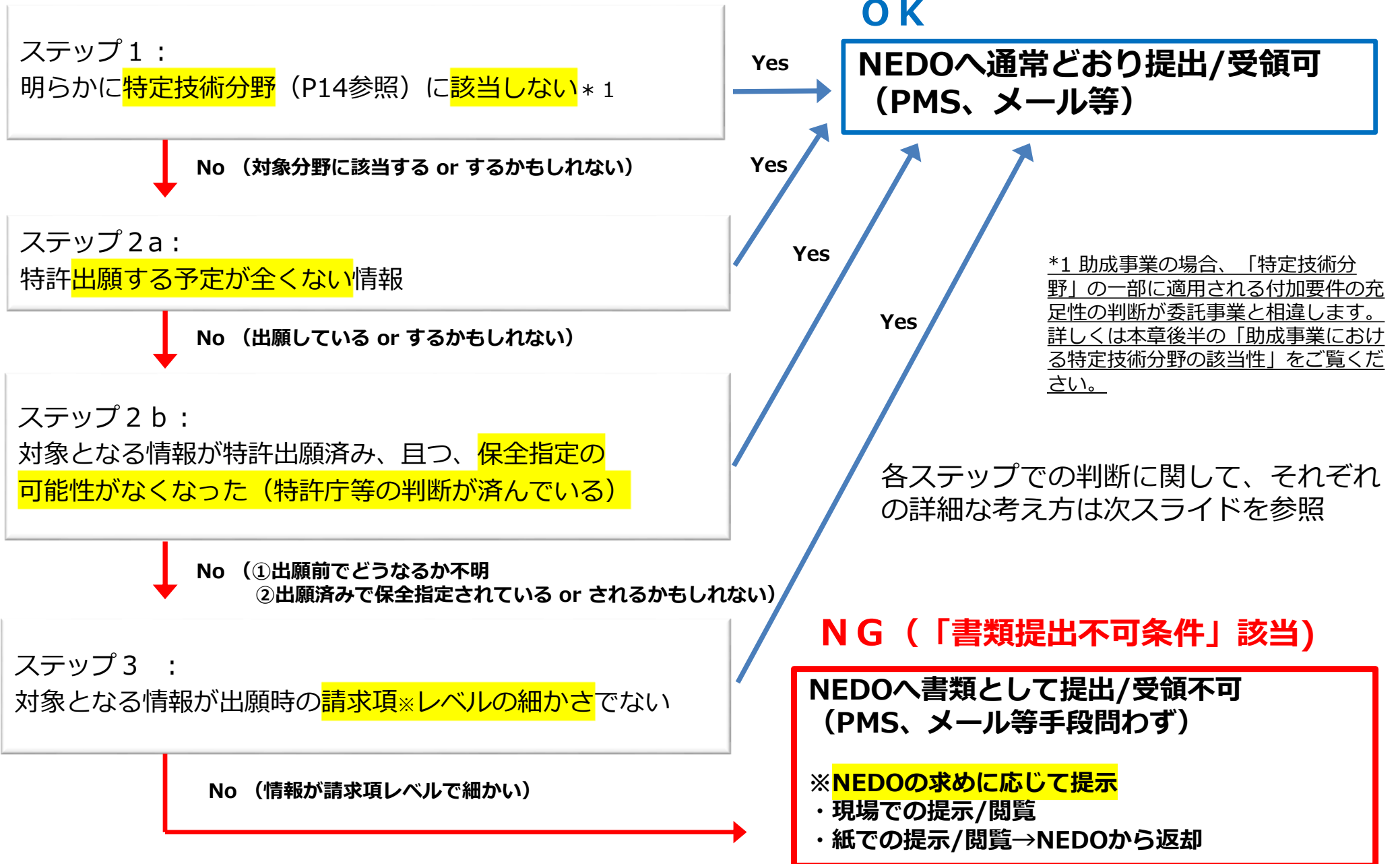
1. プロジェクト開始前（提案時） 2. プロジェクト期間中（発明・出願の前） 3. プロジェクト期間中（発明・出願の後） 4. プロジェクト終了後（発明・出願の後）



(1) NEDO独自の義務・お願い事項
 (2) 法律に基づく義務
 ※(1)、(2)いずれについても適切にご対応いただきますようお願いいたします。

- 書類提出不可条件（後述）に該当する情報は原則NEDOへの提出不可。
- 書類提出不可条件に該当するか（従来どおり提出可能な情報か否か）は事業者がご判断ください（必要に応じてNEDOにご相談ください）。
- 書類提出不可条件に該当する情報についてプロジェクトマネジメントのためNEDOが求める場合には、NEDOが指定する方法によりご提示（紙による提示→紙を返却、現場視察による説明等）ください。
- 2024年4月1日付けの約款・交付規程に基づく義務となります。





■ 原則、NEDOへの書類提出が禁止される詳細な技術情報の判断方法

ステップ1

【明らかに特定技術分野に該当しない例】（前ページでOKとなる具体例）

- 食品、衣料、バイオ、環境、創薬等、特定技術分野に関連する可能性がない技術分野の出願
- 一般的な製造、加工、材料等の技術に関する出願で、用途が特定技術分野でなく、明細書に特定技術分野に用いられ得る旨の記載がない or 記載する予定のないもの

ステップ2

【特許出願に関する技術情報であること（以下いずれかに合致する場合）】

（前ページでNGルートに残る具体例）

- ① 保全指定中の特許出願に記載された保全対象発明に該当する技術情報
- ② 特許庁で保全審査に付すか否か選定中の出願に記載された技術情報
- ③ 内閣府による保全審査中の出願に記載された技術情報
- ④ 特許出願する予定のある技術情報（つまり、これから保全審査・保全指定される可能性がある）

ステップ3

【詳細な技術情報であること】（前ページでNGとなる具体例）

- 発明の構成要件を全て開示する技術情報（出願の請求項レベルの記載）

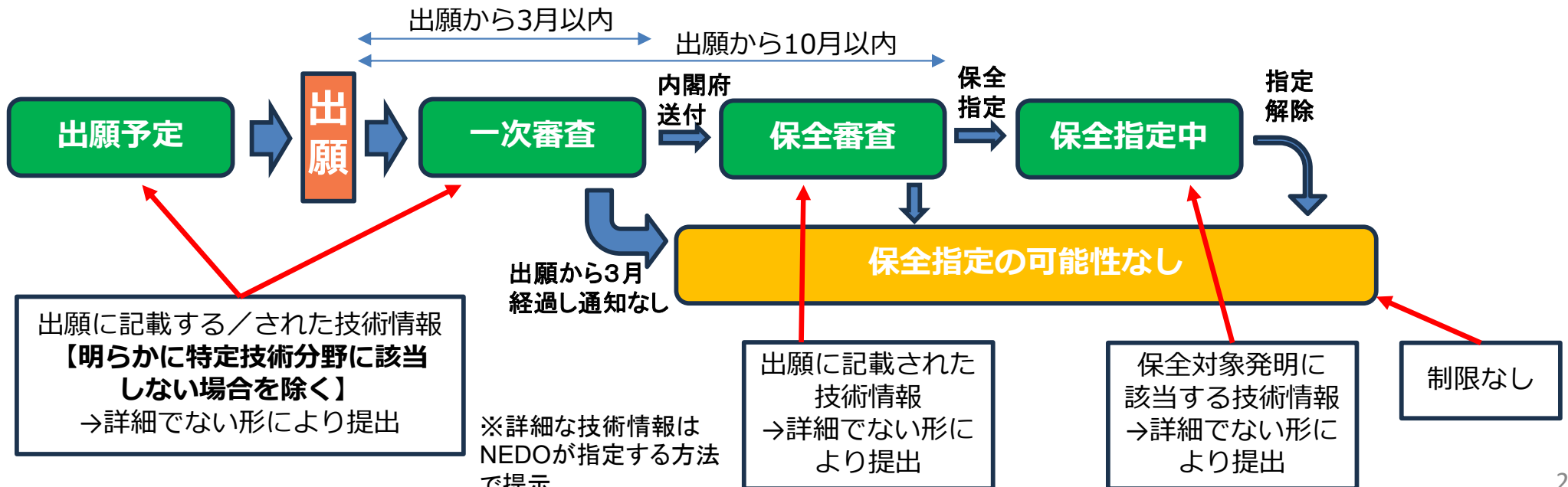
【詳細な技術情報に該当しない例】（前ページでOKとなる具体例）

- 発明の内容を抽象化し、概要のみを伝える技術情報
- 発明の構成要件の一部のみを開示する技術情報
- 実験データが羅列されていて、発明の構成要件が把握できない技術情報
- 発明の構成要件がページ数の多い資料に分散的に記載され、統合して発明を認識することが困難な場合

NEDOへの技術情報の提出

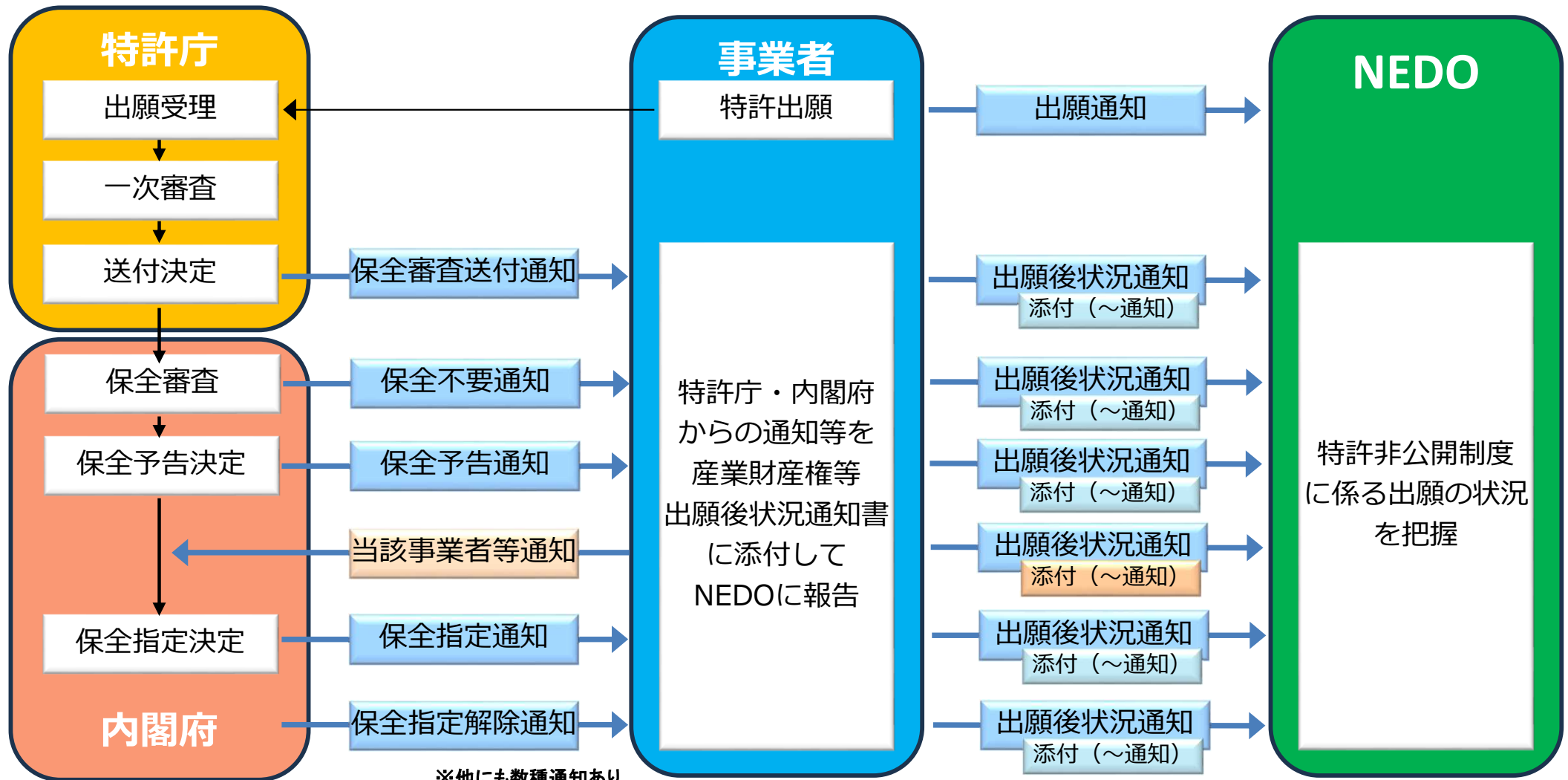
- ① 特許出願しておらず、出願する予定もない技術情報 → 【制限なし】
 - ② 特許出願予定の技術情報、出願後3月以内の出願に記載された技術情報
 - ・「明らかに特定技術分野に該当しない場合」に該当 → 【制限なし】
 - ・上記の場合に非該当 → 「詳細な技術情報」でない形により提出
 - ③ 保全審査中の出願に記載された技術情報
 - 「詳細な技術情報」でない形により提出
 - ④ 保全指定中の出願に記載された技術情報
 - 保全対象発明については、「詳細な技術情報」でない形により提出
 - ⑤ 出願後3月経過し通知を受けていない出願に記載された技術情報 → 【制限なし】
 - ⑥ 保全審査で保全不要とされた出願に記載された技術情報 → 【制限なし】
- ※NEDOの要請に応じて、特許出願に関する詳細な技術情報をNEDOの指定する方法で提出

提出：書類をメール等でNEDOに送付
 提示：NEDO職員に見せて説明



- 書類提出不可条件は「保全対象発明」と同一の情報（「保全対象の内容」を明細書と異なる記載・表現で書き換えた情報等）が、明細書以外の書類、例えば、メールや報告書のような意図しない書類に記載された状態で散逸しないように導入するものです。
- しかしながら、「保全対象発明」と同一の情報と考えられる範囲については今後本制度が導入され実際に保全指定が行われることによって明らかになると考えられる点も多く書類提出不可条件については今後も見直し得る点にご留意ください。
- 書類提出不可条件については、公知情報に基づきNEDOで独自に定めたものであって、「この条件に基づき情報の授受を行えば後に保全対象発明となる情報を含めてしまうことは絶対にない」ということを保証するものではありません。

- 本制度に関して特許庁又は内閣府から通知を受理した際、及び特許庁又は内閣府に対して申出等を行った際には、遅滞なく、当該通知等を添付して産業財産権等出願後状況通知書を提出することによりNEDOへご報告ください。



【対象となる特許出願】

- 報告義務を「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」（以下、「知財マネジメント基本方針」）第10版（2024年1月29日改定）に規定しました。
- 公募時に第10版が提示された委託事業における2024年5月1日以降の特許出願について報告義務があります。
- **ただし、第10版が提示されていない実施中の委託事業についても、NEDOとして機微な情報を適切に管理できるようにするため、2024年5月1日以降の特許出願については同様にご報告ください。**

【留意点】

- **特に、「保全対象となり得る発明の内容の通知（法第67条第9項）」及び「保全指定の通知（法第70条第1項）」の受理についてNEDOに報告する際には、報告の方法についてNEDOにご確認ください（報告に保全対象発明となり得る発明の内容又は保全対象発明の内容が含まれ得るため）。**

【報告方法】

- 産業財産権等出願後状況通知書に添付して報告する方法は下記資料を参照
・知的財産権管理業務に係るプロジェクトマネジメントシステム（PMS）の操作マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>

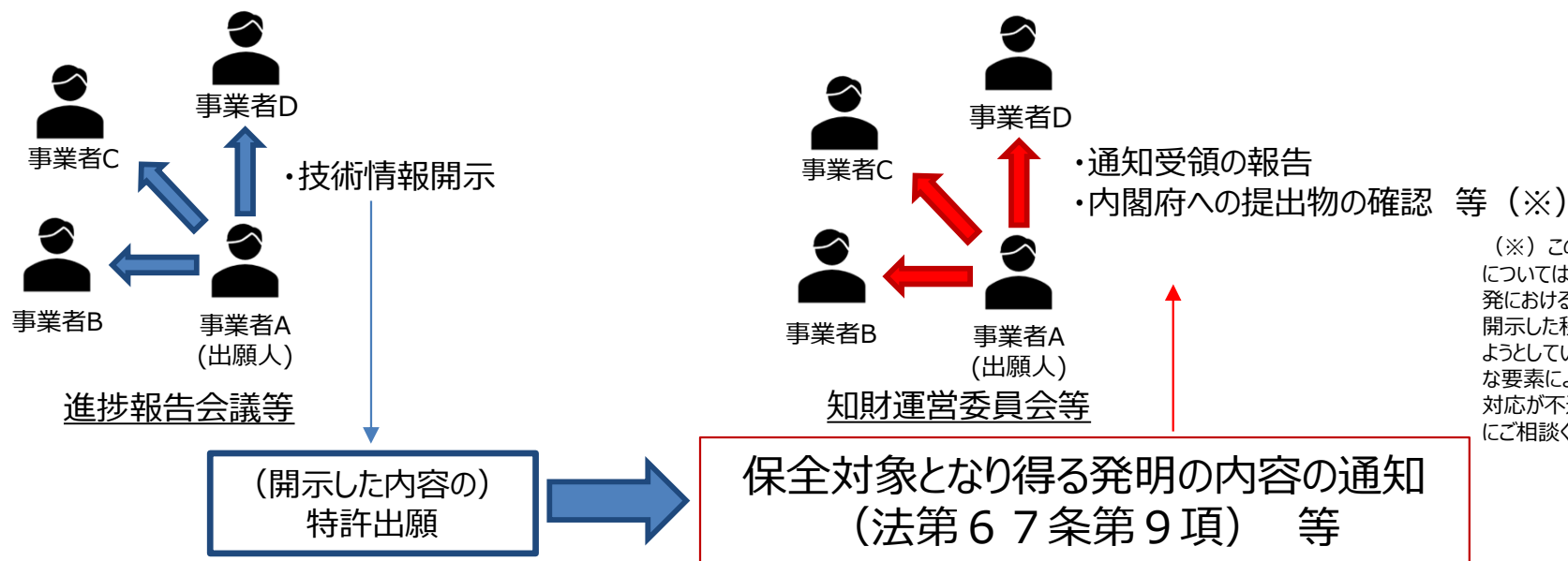
● 知財マネジメント基本方針第10版別紙(抜粋) (2024年1月29日公表)

(1) 特許出願の非公開制度に関する各通知等への対応

受託者は、フォアグラウンドIPに係る特許出願人として、法に規定される以下の各号に対する通知を受領、及び、書類等を提出した際は、当該受領及び提出の後、遅滞なく、NEDOの指定する様式(産業財産権等出願後状況通知書)により、NEDOに報告するものとする。ただし、通知又は書類等中において、保全対象発明となり得る発明の内容又は保全対象発明の内容が記載されている場合には、報告の方法について事前にNEDOを確認を行う。

- 一 保全審査に付することを求める旨の申出 (法第66条第2項)
- 二 内閣総理大臣へ送付をした旨の通知 (法第66条第3項)
- 三 申出に基づく内閣総理大臣へ送付しないと判断した旨の通知 (法第66条第10項)
- 四 保全対象となり得る発明の内容の通知 (法第67条第9項)
- 五 出願を維持する場合の法第67条第9項に規定する書類 (法第67条第10項)
- 六 保全審査の打切りの通知及び打切りへの弁明書面(提出した場合) (法第69条第2項)
- 七 保全指定の通知 (法第70条第1項)
- 八 保全指定の期間延長の通知 (法第70条第5項)
- 九 保全指定を必要としない旨の通知 (法第71条第1項)
- 十 保全対象発明の実施許可の申 (法第73条第2項)
- 十一 保全対象発明の実施許可の通知 (法第73条第3項)
- 十二 保全対象発明の実施許可の条件違反による出願却下の通知 (法第73条第6項)
- 十三 出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合) (法第73条第7項)
- 十四 保全対象発明の内容の開示による出願却下の通知 (法第74条第2項)
- 十五 出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合) (法第74条第3項)
- 十六 新たな事業者による保全対象発明に係る情報取扱いの事前承認の申出 (法第76条第1項)
- 十七 発明共有事業者の変更の届出 (法第76条第2項)
- 十八 保全指定解除又は満了の通知 (法第77条第2項)
- 十九 外国出願禁止違反に対する出願却下の通知 (法第78条第5項)
- 二十 出願却下の理由への弁明書面(提出した場合) (法第78条第6項)
- 二十一 外国出願禁止かどうかの確認の求め (法第79条第1項)
- 二十二 外国出願が禁止されない旨の回答 (法第79条第2項)
- 二十三 外国出願が禁止されるか否かの回答 (法第79条第4項)

- 特許出願の非公開制度においては**特許出願以前に情報共有していた内容が、後に保全指定を要するという事態**が起こりえます。
- したがって、少なくとも以下の点についてはご協力をお願いいたします。
 - ・（出願人の立場）少なくとも「**保全対象となり得る発明の内容の通知（法第67条第9項）**」及び「**保全指定の通知（法第70条第1項）**」を出願人として受領した場合については、**知財運営委員会等を通じて他のプロジェクト参加者への報告**
 - ・（出願人の立場）**内閣府等への提出物において他のプロジェクト参加者への言及が必要な場合における、他のプロジェクト参加者への事前連絡・確認**
- この他、実際に保全審査の中で保全対象となり得る発明が出てきた場合においては様々な状況に応じて対応が異なるものと予想されます。保全審査に付された出願が存在する場合であってその後の対応で他のプロジェクト参加者に影響が発生しそうな事項がある場合については個別にNEDOまでご相談ください。
- 助成事業においても複数者で技術情報の共有を行う場合は同様の対応をお願いします。



(※) この段階で検討する事項については他の事業者の研究開発における立場や、技術情報を開示した程度及び保全指定されようとしている情報の範囲等様々な要素によって変わりますので、対応が不透明な場合はNEDOにご相談ください。

- 保全指定が行われ、指定特許出願人となった場合における法の下での義務についても遵守していただきますようお願いいたします。
- これらに違反した場合には罰則が科せられ得る点にもご留意ください。

開示禁止義務・適正管理措置・実施制限

- 特に、**自身の出願でなくともプロジェクト参加者の立場で発明共有事業者となった場合、開示禁止義務や適正管理措置の義務を果たす必要がある**ため十分に注意していただきますようお願いいたします。

➡ 義務の内容については、前出のP16-17の他内閣府の公表する資料をご確認ください。

外国出願の禁止

- NEDOの委託事業においては「知財及びデータ合意書」の雛形において海外の市場展開が見込まれる場合であって権利化が必要な場合権利化することを原則としています。したがって、外国出願の機会が多く発生するものと予想されます。
- 外国出願可能かどうかについては、最終的に保全指定されるか否かよりも、**特定技術分野に該当するか否か**が重要になりますので、**特定技術分野に明らかに該当しないという判断が難しい場合には、当該出願が外国出願禁止に該当しないかについて正式な特許庁の判断（確認制度、出願後3月経過等）を得てから外国出願を行うことを強くお勧め**します。

➡ 義務の内容については、前出のP15の他内閣府の公表する資料をご確認ください。

- まずは特許出願及び出願を行う予定の技術分野が「特定技術分野」に該当するか否かについて十分にご注意ください。**特定技術分野に該当しなければ、従来のNEDOプロジェクトでの対応から変える点はほとんどありません。**
- 「特定技術分野」に該当するおそれがある場合には**最終的に保全対象発明にならずとも、外国出願禁止となる場合**があります。**外国出願可能な出願であるか否かに不安がある場合、特許庁の確認制度を利用するか、出願後3月待って「特定技術分野の出願ではない」(外国出願禁止の出願ではない)ことを確認した後に、外国出願を実施することを強くお勧めします。**
- 特許出願の非公開制度においては違反があった場合**罰則が科せられるケース**が多くあります。本制度で義務づけられている内容は、**特許出願の書類そのものに限らず技術情報の管理全般に影響**しますので自社内、NEDOとの情報共有、プロジェクトに参加する他の企業等との情報共有における情報管理の徹底をお願いします。
- なお、**出願時のエビデンスの提出タイミングの変更(2. ③)は全ての特許出願について一律に変更になります(「特定技術分野」への該当性は関係ありません。)**。ご協力の程お願いいたします。
- また、2024年度の状況に鑑み2025年度以降更にNEDOとしての対応を変更する可能性がある点にご留意ください。

- 研究開発成果の社会実装のためにルール形成・標準化が重要となる場合があります。
- プロジェクトの研究開発項目として標準化が組み込まれていない場合でも、研究開発の内容によっては、プロジェクトの進捗に応じて、ルール形成・標準化について検討することが望ましいです。
- 検討に際しては下記「NEDO標準化マネジメントガイドライン」をご参照いただき、必要でしたら標準化・知財ユニット標準化担当※にご相談ください。

※ 担当：齋藤、堀坂 メール宛先：ip-mng@nedo.go.jp



【各章の概要】

1. **本ガイドラインについて**：このガイドライン自体の説明
2. **「標準の戦略的活用」を考えるための基本的な情報**：標準化に関する基礎知識の解説
3. **「標準」を特定するための基本的な情報**：「標準」について、どのように考え、どのように対応するかを解説
4. **規格開発マネジメント**：「規格」をつくり、普及する際のマネジメント上のポイントを解説
5. **NEDOプロジェクトにおける「標準の戦略的活用」**：NEDOプロジェクト等における各段階でのやるべきこと等を解説
6. **「標準」関連の組織・制度・ツール紹介**：標準化関連情報（制度等）の紹介等
7. **参考文献・引用情報**：各章の参考・引用資料集、問合せ先

<https://www.nedo.go.jp/library/shiryousmngguideline.html>

■ 前出のページに掲載したNEDOのプロジェクトにおいて、確認・利用頂く各情報のURLを以下にまとめて掲載いたします。

● NEDOホームページ (NEDOプロジェクト関連)

○NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other_CA_00002.html

- ・ NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第10版

<https://www.nedo.go.jp/content/100971432.pdf>

- ・ 雛形_知財及びデータ合意書_第9版対応

(→第10版での変更無し)

<https://www.nedo.go.jp/content/100960996.docx>

- ・ 雛形_知財運営委員会運営規則 (知財&データ)_第9版対応

(→第10版での変更無し)

<https://www.nedo.go.jp/content/100960997.docx>

- ・ 様式 研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

(→第10版での変更無し)

<https://www.nedo.go.jp/content/100947059.docx>

- ・ 特許出願非公開制度へのNEDO事業 (委託及び助成) における対応

(→第10版反映して新設)

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/ZZNA_100094.html

○NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other_CA_00003.html

- ・ NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針 第2版 – 「委託者指定データ」がない場合 –

<https://www.nedo.go.jp/content/100969766.pdf>

- ・ 様式1 : データマネジメントプラン届出書 (委託)

<https://www.nedo.go.jp/content/100969767.docx>

- ・ 別紙1 : データマネジメントプラン (委託・助成共通)

<https://www.nedo.go.jp/content/100969768.xlsx>

- ・ 様式2 : メタデータ届出書 (委託)

<https://www.nedo.go.jp/content/100969769.docx>

- ・ 別紙2 : メタデータ (委託・助成共通)

<https://www.nedo.go.jp/content/100969770.xlsx>

■ 前出のページに参考掲載した経済産業省及びNEDOの各資料(基本方針・契約書・マニュアル等)の情報が掲載されたURLを以下にまとめて掲載いたします。

● 経済産業省ホームページ

- 「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html

- 「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html

● NEDOホームページ (参考)

- 業務委託契約標準契約書 (約款、様式及び別表) [2024年3月29日改訂版]

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

- ・ 業務委託契約標準契約書

<https://www.nedo.go.jp/content/100974647.pdf>

- ・ 業務委託契約標準契約書 (大学・国立研究開発法人等用)

<https://www.nedo.go.jp/content/100974720.pdf>

- 2024年度版委託業務関連

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2024.html

- ・ 事務処理マニュアル (2024年4月) [マニュアル全文]

<https://www.nedo.go.jp/content/100974944.pdf>

- ・ 事務処理マニュアル (大学・国立研究開発法人等用) [マニュアル全文]

<https://www.nedo.go.jp/content/100974978.pdf>

- 前出のページに参考掲載した内閣府HPの各資料(基本方針・契約書・マニュアル等)の情報が掲載されたURLを以下にまとめて掲載いたします。

<内閣府ホームページ>

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html

○経済安全保障推進法の概要

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/gaiyo.pdf

○特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html#patent_gaiyou

○特定技術分野及び付加要件の概要

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf

○特許出願の非公開に関する制度の基本指針

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/kihonshishin4.pdf

○経済安全保障推進法の特許出願の非公開に関する制度のQ & A

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/patent_qa.pdf

○特許出願の非公開に関する制度における適正管理措置に関するガイドライン

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/patent_tekisei_guideline.pdf